令和８年度 不用物品売却単価契約内訳書

（　令和９年１月１日　　～　令和９年３月３１日　）

環境政策局適正処理施設部施設管理課

（担当：上田、佐合）

件名	（単価契約）不用物品売却（破砕機選別鉄くず、東北部クリーンセンター）第４四半期
予定数量	１８，０００ｋｇ （数量については増減する場合がある）
契約期間	令和９年１月１日から 令和９年３月３１日まで
引渡場所	別紙「仕様書」のとおり
契約条件等	別紙「仕様書」のとおり
その他	

東北部クリーンセンター破砕機選別鉄くずの売却に関する仕様書

環境政策局適正処理施設部施設管理課
（担当　上田、佐合　075-222-3964）

本件の仕様は、東北部クリーンセンター破砕機で選別した鉄くずの売却を行うものです。売却等の要領については下記のとおりですので厳守してください。

記

１　この回収物品は、東北部クリーンセンターに搬入された廃棄物のうち、破砕機により処理された「破砕後ごみ」の中から磁選機によって吸着させて取り出した鉄分（若干の不純物を含む。）及び、一定以上（おおむね１.5m以上）の大きさと形状がいびつであることにより破砕機による処理の対象外となり、破砕処理前に選別した金属分（若干の不純物を含む。）です。

２　回収に使用するすべての車両については、車検証の写しを、事前に環境政策局適正処理施設部施設管理課（以下、施設管理課）及び東北部クリーンセンターまで提出してください。

なお、やむをえない事情により、登録している車両以外の車両を使用する場合は、必ず事前に東北部クリーンセンターまでその旨を連絡してください。

３　回収に使用する車両の風袋重量は東北部クリーンセンターにおいて随時計測することとします。なお、日時等は別途指示します。

４　回収物品の引渡場所は東北部クリーンセンター破砕施設とし、回収物品の積込みは貯留ホッパ方式（貯留ホッパ開口部寸法：幅約１．７ｍ×長さ約３．５ｍ）で契約業者にて操作するものとします。積込作業によって床面に鉄くずやごみ等が飛散した場合は、契約業者が積込作業の終了後、清掃すること。

なお、積込作業は速やかに行い、構内での待機は必要最小限としてください。

５　回収回数は鉄くずの量に応じて設定します（月１回程度想定)。

なお、破砕機整備期間においては回収を実施しません。

回収日、回収回数、時間及び方法等の詳細についてはクリーンセンターの業務に支障を来たさないよう東北部クリーンセンターの職員の指示に従ってください。

６　回収に使用する車両は、東北部クリーンセンターが指定する車両（全高３．５m以下、全長１０．５m以下、全幅２．５m以下）とし、車両の荷台の大きさは、積み込みの際、金属がこぼれることを防ぐため、貯留ホッパ開口部寸法（幅約１．７ｍ×長さ約３．５ｍ）以上とすること。

また、回収に際して車両を識別するIDタグを貸与しますので、適切に管理し、契約終了後速

やかに返却してください。

7　回収した物品は、東北部クリーンセンターの計量所で計量の後、確実に引き取ってください。東北部クリーンセンターの計量器は、３０トン以上の計量はできませんので、積込みの際には３０トンを超えないように注意してください。計量所の受付時間は、午前９時から正午及び午後１時から午後４時３０分までですので、必ず時間内に行ってください。

ただし、東北部クリーンセンターの都合により計量ができない場合に限り、計量証明書の提出により、計量に代えることがあります。この際の計量証明書の提出は必ず翌回収日に行ってください。

8　回収した物品は、最大積載量を厳守するとともに、積み荷が輸送中に荷崩れ・飛散しないように適切な措置を講ずること。

9　回収物品に付着して回収された不純物は、本市では一切受け付けませんので、契約業者の責任において適切に処分してください。

10　その他、回収作業の詳細については東北部クリーンセンターの職員及び運転監視委託職員の指示に従ってください。

11　回収物品に係る見積書は、必ず当月分を翌月の５日までに、東北部クリーンセンターに提出してください。

12　施設管理課から納入通知書を発行しますので、納入通知書到達日から１４日以内に、代金を納入してください（代金は後払いになります)。

13　本市に対して支払う金額は、破砕機選別鉄くずのそれぞれの重量に対し、それぞれの契約単価を乗じた金額とします。重量は１０ｋｇを単位とし、１円未満の端数については切捨てとします。

14　予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減します。大幅な増減があっても本市は何ら保証しません。

15　回収時等に発生した事故、負傷等に関して、本市は一切責任を負いません。

16　その他のことについては、京都市契約事務規則を遵守してください。